

議案第13号

瀬戸内市火災予防条例の一部を改正することについて

瀬戸内市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の定義及び簡易サウナ設備に係る離隔距離に関する基準等を設けるため。

また、令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて総務省消防庁が設置した検討会の報告を受け、林野火災注意報及び林野火災警報の発令に関する規定を追加する等、屋外での火災予防に関する規定を追加するもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸内市火災予防条例(平成16年瀬戸内市条例第168号)の一部を次のように改正する。

目次中「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)

」を「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)

第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)

」に改める。

第7条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基

準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条第5号中「消防活動」を「消火活動」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市火災予防条例(平成16年瀬戸内市条例第168号)新旧対照表

現行	改正後
目次 第1章～第3章 略 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7) 第4章～第7章 略 附則	目次 第1章～第3章 略 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7) 第3章の3 <u>林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u> 第4章～第7章 略 附則 <u>(簡易サウナ設備)</u> <u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u>又は<u>バレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)<u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> (1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u> (2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、</u>

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報_____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1)~(6) 略

その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。))の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1)~(6) 略

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 瀬戸内市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 瀬戸内市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条_____において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない

ない。

(1)～(6) 略

(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) 略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____

(2)～(4) 略

(5) 消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(6) 略

ない。

(1)～(6) 略

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) 略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(4) 略

(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(6) 略

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市火災予防条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「第45条第1号」を「第45条第1項第1号」に、「第45条第2号」を「第45条第1項第2号」に、「第45条第3号」を「第45条第1項第3号」に、「第45条第4号」を「第45条第1項第4号」に、「第45条第5号」を「第45条第1項第5号」に、「第45条第6号」を「第45条第1項第6号」に改め、同条第2項中「第45条第1号」を「第45条第1項第1号」に改める。

様式第3号中

「

届出の 種 別	・ 炉	・ ボイラー	・ 厨房設備	・ 給湯湯沸設備
	・ 温風暖房機	・ ヒートポンプ冷暖房機		・ 乾燥設備
	・ サウナ設備	・ 火花を生ずる設備	・ 放電加工機	
	(該当するものを○で囲むこと。)			

」を

「

届出の 種 別	・ 炉	・ ボイラー	・ 厨房設備	・ 給湯湯沸設備
	・ 温風暖房機	・ ヒートポンプ冷暖房機	・ 乾燥設備	・ 簡易サウナ設備
	・ 一般サウナ設備	・ 火花を生ずる設備	・ 放電加工機	
	(該当するものを○で囲むこと。)			

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市火災予防条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第55号)新旧対照表

現行		改正後	
(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第6条 条例第45条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる 区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる届出書によって行わ なければならない。		(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第6条 条例第45条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる 区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる届出書によって行わ なければならない。	
区分	様式	区分	様式
条例第45条第1号 〃に規定 する行為の届出	火災とまぎらわしい煙又は火炎を 発するおそれのある行為の届出書 (様式第6号)	条例第45条第1項第1号に規定 する行為の届出	火災とまぎらわしい煙又は火炎を 発するおそれのある行為の届出書 (様式第6号)
条例第45条第2号 〃に規定 する行為の届出	煙火打上げ仕掛け届出書(様式第7 号)	条例第45条第1項第2号に規定 する行為の届出	煙火打上げ仕掛け届出書(様式第7 号)
条例第45条第3号 〃に規定 する行為の届出	催物開催届出書(様式第8号)	条例第45条第1項第3号に規定 する行為の届出	催物開催届出書(様式第8号)
条例第45条第4号 〃に規定 する行為の届出	水道断水減水届出書(様式第9号)	条例第45条第1項第4号に規定 する行為の届出	水道断水減水届出書(様式第9号)
条例第45条第5号 〃に規定 する行為の 届出	道路工事届出書(様式第10号)	条例第45条第1項第5号に規定 する行為の 届出	道路工事届出書(様式第10号)
条例第45条第6号 〃に規定 する行為の届出	露店等の開設届出書(様式第10号の 2)	条例第45条第1項第6号に規定 する行為の届出	露店等の開設届出書(様式第10号の 2)

2 前項の届出のうち、条例第45条第1号 ____、第4号及び第5号に係る届出については、届出書の提出に替えて、口頭によりこれを行うことができる。

様式第3号(第5条関係)

略

届出 の 種 別	・炉	・ボイラー	・厨房設備	・給湯湯沸設備
	・温風暖房機	・ヒートポンプ冷暖房機	・乾燥設備	
	・サウナ設備	・火花を生ずる設備	・放電加工機	
	(該当するものを○で囲むこと。)			

略

2 前項の届出のうち、条例第45条第1項第1号、第4号及び第5号に係る届出については、届出書の提出に替えて、口頭によりこれを行うことができる。

様式第3号(第5条関係)

略

届出 の 種 別	・炉	・ボイラー	・厨房設備	・給湯湯沸設備
	・温風暖房機	・ヒートポンプ冷暖房機	・乾燥設備	・簡易サウナ設備
	・一般サウナ設備	・火花を生ずる設備	・放電加工機	
	(該当するものを○で囲むこと。)			

略